

おいらせ町議会 平成30年第3回定例会記録

おいらせ町議会 平成30年第3回定例会記録				
招集年月日	平成30年9月5日(水)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	平成30年9月5日 午前10時00分 議長宣告			
散 会	平成30年9月5日 午後 2時12分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	澤 上 勝	2 番	澤 上 訓
	3 番	木 村 忠 一	4 番	高 坂 隆 雄
	5 番	田 中 正 一	6 番	平 野 敏 彦
	7 番	檜 山 忠	8 番	馬 場 正 治
	9 番	沼 端 務	10 番	吉 村 敏 文
	11 番	澤 頭 好 孝	12 番	西 舘 秀 雄
	13 番	佐々木 光 雄	14 番	松 林 義 光
	15 番	川 口 弘 治	16 番	西 舘 芳 信
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	16名			
欠 席 議 員	なし			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	泉 山 裕 一	分庁サービス課長	松 林 政 彦
	企 画 財 政 課 長	成 田 光 寿	まちづくり防災課長	三 村 俊 介
	税 務 課 長	福 田 輝 雄	町 民 課 長	澤 田 常 男
	環 境 保 健 課 長	柏 崎 勝 徳	介 護 福 祉 課 長	田 中 淳 也
	農 林 水 産 課 長	西 舘 道 幸	商 工 観 光 課 長	久 保 田 優 治
	地 域 整 備 課 長	澤 口 誠	会 計 管 理 者	赤 坂 千 敏
	病 院 事 務 長	小 向 博 明	教 育 委 員 会 教 育 長	松 林 義 一
	学 務 課 長	柏 崎 和 紀	社 会 教 育 ・ 体 育 課 長	田 中 貴 重
	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	相 坂 一 男	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	泉 山 裕 一
	農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 舘 道 幸	監 査 委 員	柏 崎 堅 一
	監 査 委 員 事 務 局 長	小 向 正 志		

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長	小 向 正 志	事務局次長	高 橋 勝 江
	主任主査	袴 田 光 雄		
町 長 提 出 議 案 の 題 目	1	報告第9号	放棄した債権の報告について	
	2	報告第10号	平成29年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率について	
	3	報告第11号	平成29年度おいらせ町一般会計継続費精算報告について	
	4	報告第12号	平成29年度青森県新産業都市建設事業団特定事業及び特定事業以外の事業の決算報告について	
	5	議案第53号	おいらせ町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	
	6	議案第54号	おいらせ町町税条例の一部を改正する条例について	
	7	議案第55号	おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	
	8	議案第56号	おいらせ町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例について	
	9	議案第57号	おいらせ町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	
	10	議案第58号	平成30年度おいらせ町一般会計補正予算（第2号）について	
	11	議案第59号	平成30年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	
	12	議案第60号	平成30年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）について	
	13	議案第61号	平成30年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	
	14	議案第62号	平成30年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について	
	15	議案第63号	平成30年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	
	16	議案第64号	平成30年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	
	17	議案第65号	平成30年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第2号）について	
議 員 提 出 議 案 の 題 目				
開 議	午前10時00分			
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。（別添付）			
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。			
	2 番 澤 上 訓 議 員			
	3 番 木 村 忠 一 議 員			

議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開議宣告	事務局長 (小向正志君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。ご着席ください。
	西館議長	おはようございます。 ただいまの出席議員数は15人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 なお、8番、馬場正治議員は若干おくれるとの連絡がありました。 また、山崎農業委員会会長は所要のため欠席との申し出がありましたので、報告いたします。 (開会時刻 午前10時00分)
議事日程報告	西館議長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
当局の説明	西館議長	日程第1、報告第9号、放棄した債権の報告についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 税務課長。
	税務課長 (福田輝雄君)	おはようございます。 それでは、報告第9号についてご説明申し上げます。議案書10ページ、11ページをごらんください。 本件は、学校給食費負担金について債権放棄したので、おいらせ町債権管理条例第13条第2項の規定により報告するものであります。 その内容を申し上げますと、学校給食費負担金11名分59件179万4,675円を債権放棄したものであります。 以上で説明を終わります。
	西館議長	説明が終わりました。

質疑	7 番 (檜山 忠君)	<p>質疑を受けます。質疑ありませんか。</p> <p>7 番、檜山 忠議員。</p>
答弁	西館議長	<p>檜山です。</p> <p>この放棄した債権の給食費なのですけれども、ちょっと内訳を知りたかったのですけれども、旧下田は学校方式であったろうと思うし、旧百石地区は給食センターであったろうと思うのですけれども、そのどっちがどういうふうにならなか、そこら辺を教えてくださいませんか。</p>
答弁	学務課長 (柏崎和紀君)	<p>学務課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>1 1 件中 2 件が先日債権譲渡いたしました方々、旧単独調理校側の方々になります。残りが旧給食センター側ということになります。</p>
質疑	西館議長	<p>7 番、檜山 忠議員。</p>
質疑	7 番 (檜山 忠君)	<p>ということは、旧百石地区のその給食センターのほうは、振り込み式でやっていたというふうなことだろうと思うのですけれども、であれば、今新しくできた給食センターのほうの回収状況はどのようになっていますか。</p>
答弁	西館議長	<p>学務課長。</p>
答弁	学務課長 (柏崎和紀君)	<p>お答えいたします。</p> <p>先日、その収納状況等を確認しましたところ、約七十数名が現在おくれぎみというか、1 カ月間おくられているとか、あとはそのうちの半数くらいは 2 カ月から 3 カ月、4 カ月ですか、納入がないといった形になっております。あす、あさつてには催告をする予定になっておりますが、そういった現状でございます。</p>
答弁	西館議長	<p>7 番、檜山 忠議員。</p>

質疑	7番 (檜山 忠君)	<p>半年ですかね、で70件というふうなことであれば、これ、将来的にどんどんふえる傾向、給食費無料化になれば、これはもう関係ないことになるのでしょうけれども、ただ、こういうふうな状況というふうなのに対しては、じゃあどういうふうな今、とりあえずの間でも対策をどういうふうに行っているのか、お願いします。</p>
答弁	西館議長 学務課長 (柏崎和紀君)	<p>学務課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>先ほど七十数件と言いましたけれども、そのうち半分くらいは納め忘れのような感じじゃないかなというふうに捉えております。実際に、旧単独調理校側の方でも、自分の手元から納めていたのが、口座振替になったことによってちょっと失念していたという事例が多々見受けられているようです。</p> <p>残りの方々については、これまでもちょっとおくれぎみだという傾向が見られておりましたので、昨年も最終的には7名の方が滞納ということにはなっておりますけれども、引き続き督促あるいは本人に直接連絡等をして滞納徴収に努めたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長 6番 (平野敏彦君)	<p>ほかに質疑ございませんでしょうか。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p> <p>おはようございます。6番、平野です。</p> <p>この件数からいきますと、11人、件数が59件となっておりますけれども、ほとんどの理由が生活困窮者、これは時効が1、2、3、4、5あるわけで、生活困窮者が2件、行方不明が1件、あとは時効になっているわけですが、この時効になっている、多分これは5年を経過したのではないかなと思うのですが、5年間というのは、結局いろんな形で取り組みをしても徴収できなかったというふうなことになりますか。</p>
	西館議長	学務課長。

<p>答弁</p>	<p>学務課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>今平野議員おっしゃったとおり、時効は給食の場合は2年ということになります。その間、個別の調書等を確認しましたが、督促、催告、あるいは本人に直接電話等をして徴収に努めておりましたが、いかんせん時効ということで、その間どうしても本人から了承と収納とを得られなかったということで、今回は、基本的にはもう今回で全て合併前のものが処理できるという形になりますけれども、こういう形になってございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長 6番 (平野敏彦君)</p>	<p>6番、平野敏彦議員。</p> <p>私5年だと思ったら2年というふうなことであれば、なおさらそういうふうな意味では、この徴収の対応の仕方というのが、いろんな意味で、事務処理上素早く対応しなければ、こういうふうな形になっていくなというふうなことで、前のときも質問しましたけれども、滞納している人というのは、多分給食費だけじゃなくて、税関係もこの滞納になっている人が多分この中にはあると思います。</p> <p>それで、町内、税と保険税、いろいろな部分の連動をさせて名前を照合することによって、どういうふうな状態にあるかというのは把握できると思うのですが、私はこの徴収対策については庁内を挙げて取り組むべきだというふうなことで、前にも提案をしておりましたが、この給食費のみならず、ほかのほうについても、税とかそういうふうな保険税、そういうふうな物との連携した情報交換というのは、どういうふうな形になっていきますか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長 税務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>税務課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>平野議員がお話ししている全てにおいての滞納金の取り扱いにつきましては、庁内のほうに収納対策本部会議というものを設置しております、本部会議が年3回、幹事会、補佐級を合わせ</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>6 番 (平野敏彦君)</p>	<p>た形の会議になりますけれども、年4回開催しながら、1年に一度、それぞれの滞納者のリストを突合をさせながら、情報共有を図っているところです。</p> <p>なお、町の4税2科のほかに、給食費を含めた私債権があるわけですが、その取り扱いにつきましては、それぞれの担当と連絡をしながら、収納対策に当たっているところになっておりました。</p> <p>以上です。</p> <p>6 番、平野敏彦議員。</p> <p>確かに突合して情報交換をしているようでありまして、やはり今言っているように、2年間で時効を迎える、また他のほうにあっては、多分税のほうは5年だったと思いますけれども、そういうふうな条件の違いがあるわけで、そういうふうな情報交換をすることによって、例えばまずは本人に対して2年の時効のほうを優先させて、給食費だけでも納めてもらうとか、いろんな説得の仕方があったと思うのですが、この辺の取り組みがなされてこなかったのかなというふうなのが1つありますし、そしてまた私は、生活困窮者の場合は、これは法的にちゃんと守られていますから、それはそれで債権放棄してもやぶさかでないと思いますけれども、もう少しこの中身をちょっと精査すべきではないかなというふうな、というのは、児童手当とかそういうふうなのは、こういうふうな滞納者でもちゃんと役場からもらっているわけですよ。もらうのはもらうけれども、納めるのは納めないというのは、やはり行政の情報交換をせいというのは、そういうふうな意味なんですよ。</p> <p>私は、そこで、お互いにその人が来たときに児童手当をもらったら、こういうふうな滞納がありますからご協力くださいとか、そういうふうな形での対応の仕方もできたんじゃないかと思うのですが、この、ただ1回突き合わせをただけで終わっているのであれば、ちょっと内容が生かされていないんじゃないか、情報交換の。やはり主管課以外でもそういうふうな情報を提供して、いろんな形で取り組みをすることによって、このもっといろんな意味で徴収率が上がるんじゃないかと思うのですけれど</p>
-----------	------------------------------------	--

	<p>西館副議長</p> <p>税務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>ども、この辺は全然情報というのではないのですか。町民課とかそういうふうなところから、今こういうふうな形で児童手当を支給しますよとかというリストとかそういうふうなのは回っていないのですか。</p> <p>税務課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>町民課につきましては、平野議員おっしゃるように、児童手当もありますし、子ども手当もあります。そのところで、先ほど言った収納対策本部会議の中で突合したリストをもとにして、支給日につきましては、極力そういう滞納がある方については窓口支給の対応を町民課のほうでしていただいて、受給に来たときに納税相談という形で税務課のほうで面談を行う等を現在はしております。</p> <p>ただ、どうしてもその部分で、給食費、学務課のほうでもそのところで給食費の滞納がある方のリストをもとにして、連絡はしているところではありますけれども、今回の件につきましては、どのような経過で時効を迎えたかというのは、学務課さんのほうの徴収になりますけれども、取り組みとしては町民課との連携はしているところです。</p> <p>ただし、それぞれの個別のやはりケース・バイ・ケースというのがありますので、全部が全部そこに結びつかない業務もあるということをご了承願いたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>学務課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>学務課のほうからお答えいたします。</p> <p>実際に対象年度等を見ていただくと、ほとんどが合併前の債権となっております。それまでの取り組みとなると、ちょっと今こちらでは資料がございませんけれども、その後、今税務課長からありました収納対策本部等を設けてからは、そういった児童手当等による納付、現に、今現在も裁判所への申し立ても1件行ったところがございますし、またもう1人行う予定でありましたけれども、そちらの方は先ほど平野議員おっしゃったとおり、児</p>

<p>当局の説明</p>		<p>童手当を、それをかえて納付するといった約束もいただいておりますのでございます。</p> <p>近年、児童手当からということで、保護者の方にもご了承いただいておりますので、そういう形で収納を進めているところでございますので、どうぞご理解をいただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長</p>	<p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>以上で報告第9号を終わります。</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>日程第2、報告第10号、平成29年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率についてを審議する前に、監査委員より提出されております意見書について質疑を受けます。質疑ありませんか。監査委員から提出されている意見書についていかがですか。意見書です、最初に。</p> <p>まず、意見書については特にありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長</p>	<p>はい、わかりました。</p> <p>それでは、全体について。</p> <p>じゃあ意見書については、皆さん質疑なしということで、これについての質疑を終わります。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>続いて、日程第2、報告第10号、平成29年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p>
	<p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>おはようございます。</p> <p>それでは、報告第10号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書12ページ、13ページをごらんください。</p> <p>本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成29年度決算に基づき、一般会計等の健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比</p>

		<p>率について、監査委員の意見を付し報告するものであります。</p> <p>13ページをごらんください。</p> <p>まず、1、健全化判断比率であります。備考欄に黒字比率を記載しておりますとおり、実質赤字比率及び連結実質赤字比率とともに、全ての会計の決算が黒字であったことから、数値の計上はありませんでした。</p> <p>また、実質公債費比率は11.5%、将来負担比率は15.5%で、ともに早期健全化基準を下回っております。</p> <p>次に、2の資金不足比率であります。備考欄に資金剰余比率を記載しておりますとおり、公営企業に係るいずれの特別会計におきましても資金不足はなく、数値の計上はありませんでした。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>質疑を受けます。</p> <p>15番、川口弘治議員。</p> <p>15番です。もう監査でないので、ちょっと聞いてもいいんじゃないかなと思って聞かせていただきますが、質問というよりも、財務課長のほうから、いかにこの健全化判断比率が、こういう指標が、我が町の財政状況が非常に良好であると。昨年に比べてもさらにまた数値的に非常に優秀な数値だというふうな、その辺のその、わかりやすくですね、どういう状況なのかというふうなものも含めて、もうちょっと説明していただければと。</p> <p>きのうも出ましたけれども、交付税がここ数年、かなり低く交付税が交付されておりますけれども、そういう財政的なものの非常に厳しい中でも、こういう数値を出していると。そして、特に実質公債費比率、これは合併当初のシミュレーションだと、合併10年後には20%を超えるのではないかというふうなシミュレーションだったんですね。そして、成田 隆さん、町長になってからの指標が大体13%から14%台。それで、今大体10%そこそこで推移していると。非常に優秀な成績。</p> <p>それと、将来負担比率、きのうも財務課長のほうからお話がありました標準財源、国で決められている一般財源、自治体の標準的な財源というのが決められて、計算式は我々にはわからない計</p>
質疑	西館議長 15番 (川口弘治君)	

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>算式だそうですけども、その部分が影響する将来負担比率が350%の基準に対して15%、これも昨年に比べてかなり下がっている。これだけの健全な財政、交付税が減っているにもかかわらず、こういうふうな財政状況であるということの状況をわかりやすく、もっと説明していただければというふうに思います。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>決算報告書、主要施策の成果の資料をちょっとごらんいただけますでしょうか。実はこちらの149ページから151ページのほうに、これまでのパーセントの数値の経緯だとか、それから算定式の考え方、それぞれあと4つの指標がございますが、それぞれの考え方、理由等が載っているものでございます。</p> <p>先ほど川口議員からお話があったように、いずれの指標とも基準を大きく下回っておりますし、年々下がるような形でやってございます。</p> <p>ただ、この数値そのものは、確かに基準を下回っていますが、決してこれに甘んじているものではございません。参考までに、平成28年度の県内の財政指標のところでお話ししますと、例えば実質公債費比率、昨年度、当町は12.4%でした。29年度実績は実質公債費比率が11.5になっていますが、28年度決算のときは実質公債費比率12.4%、このときの数値を県内の状況でいいますと、県平均が11.6%ということで、県平均より1%ぐらい、県平均と大体同じぐらいのところでございます。</p> <p>県内40市町村ございますから、40市町村の中の順位でいいますと、27番目ということで、決していいというか、大体中間ぐらいの成績でございます。</p> <p>それから、将来負担比率につきましても、28年度決算の実績で当町は23.6%でございましたが、県平均は60.8%ということで、県平均よりかなり下回ってございます。順位のほうは、40市町村中16位ということで、上位のほうに食い込んでございます。</p> <p>当町の位置づけとしましては、県内でも上位から中間ぐらいのところでありまして、ほかの市町村、まだまだ成績がいいところが</p>
-----------	---------------------------------------	---

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>ございますので、今現在、この数値だけ見ますと、いい状況であります。また、まだ上の、成績がいい町村がありますので、そちらのほうを見ながら、また少なくとも県平均を下回るような形で考えていきたいと、やっていきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>課長、そのほかに、なぜ数字が良好に推移しているか、その背景を聞きたいということだから。</p> <p>済みません、答弁漏れがありましたので、お答えいたします。例えば実質公債費比率につきましては、こちらは公債費の町債の償還金とのかかわりがございます。特に最近借り入れする起債につきましては、合併特例債等々、地方交付税の算入があるものを、なるべく有利な起債を借り入れするようにしてございます。</p> <p>実質公債費比率の算定の中には、地方交付税算入があるものはそれを差し引くということになってございますので、その分はこの比率の率にも算入されないことになってございます。</p> <p>よって、それらのこともありますので、実際起債を借り入れしましても、有利な起債を借りていることから、実質公債費比率の数値もさほど悪い状態にはなっていないものでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>15番 (川口弘治君)</p>	<p>15番、川口弘治議員。</p> <p>ありがとうございます。決算で若干触れるかなとは思っていたのですが、なぜ質問したかということ、非常に合併当初の国の指導は、財政改革、財政をいかにして地方自治体に健全にやるんだというふうな、その動きもあってこういう指標も求められて、新たに求められてきて、数値化したものをその自治体の健全指標として公表して健全な財政運営をなささいというふうな、そういう動きから、いろいろな財政改革等を求められて現在に至っているわけでございますけれども、課長、新聞等で出る、その数%の中で県のそのどこが0.1%上がっているか、上位だとかという、そういうふうなものというのは、私的にはとらわれる必要がないというふうに思うのは、それぞれの自治体によって事業を起こす</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>年度によって起債の仕方と基金で、その財政状態によってこの数値というのはかなり影響しますよね。</p> <p>それで、これの比率と将来負担の標準財源のそういう計算の、その自治体の力というふうなものが、国に示しておかなければなりませんけれども、その範囲の中でのその数値がこれだけ下がっているというふうなものは、県内はそういう状況であれば、非常に健全財政の自治体ということ、その中で1%下がっているから、おいらせ町は二十何番ですよというふうな、その何%を求めるといふふうな、そういう競争意識は必要であるかもわかりませんが、評価としてはそういうふうに見られるかもわかりませんが、要は中身ですよ。その町、町によって、事業の形態によって変わってくるわけですから。</p> <p>そういう評価の仕方をもっともっと、やはり我が町ではそういう、何ていうのですか、成績のいい数値を出して、それで起債の起こし方、残高は幾ら幾らありますけれども、町民に対しては心配ありませんよ。そういうふうな1つのPRの仕方、アピールの仕方というのもしていただければ、まだまだ町民からの町に対しての不安、特に財政破綻どうのこうのというふうな、そういう、これはテレビ、マスコミなんかではそういうふうな話をずっとここ数年やられてきて、合併もそういう動きで地方にまで影響してきているのですけれども、ただ、それがどうであるかというふうな話は、最近ではそうでもないです、そういう話はないですよというふうな認識もかなり変わってきております。</p> <p>そういうことの実を、経済の動きの影響もあるのでしょうけれども、自治体は自治体として、財政課としては情報の発信として、そういう町民に対しての1つの希望というか、そういうふうな発信の仕方をもっともっとしていけばよろしいんじゃないかなというふうに思いますが、その辺についてはいかがでしょう。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>確かにご指摘の部分、あろうかと思っています。町のほうでも、年に機会を通じまして広報、ホームページ等に財政運営の状況等、お知らせしているところであります。</p>
-----------	---------------------------------------	---

		<p>先ほど川口議員おっしゃったような、町民に対するアピール、PR、それからわかりやすい情報提供、そういったものにも努めていきたいと思っております。</p> <p>それから、健全化判断比率の4つの指標のほかに、財政調整基金の残高の状況等も非常に重要な指標であると思っております。それから、経常収支比率といった、ほかの指標もございまして、そういったものも含めながら、町民の方々にお知らせしていきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>川口議員、よろしいですか。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p> <p>今の健全化判断比率等を見ますと、非常に成績がいいようでありましてけれども、私は町民サービスの点からいいますと、やはり県内の上位を目指す、そういうふうな数値を上げるための行政運営というのは疑問があります。やはりそこに住んでいる人方に行政サービスをちゃんとやって、それでなおかつこういうふうな形での、成績は県内で中位でも下位でもいいと思うのです。その範囲の中でちゃんと財政運営すればいいわけですから。</p> <p>私は使わないで金をためるのは、行政の効果が上がったというふうなことではないと思います。今生きている人にちゃんとそれだけの行政サービスをちゃんとやって、結果がこういうふうな形で出ていますよというならわかりますけれども、何かこの成績を上げるためのその財政運営というふうなことには、私はちょっと疑問を感じますので、この辺についての所感、ありましたらお願いします。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>先ほど来、県内の状況等お知らせした中で、上位から、なるべく上位のほうを目指したいというような発言もございました。確かに結果でそういったことを、結果で順位がついて回るというこ</p>

		<p>ともあろうかなと思っております。先ほどその上位を目指すということでお話ししましたが、決してそれに固執するわけではございません。</p> <p>それから、この健全化判断比率の順位であったり、その率よりも、予算を編成をしてきちんと各款にわたって事業をきちんと配分して、それで住民サービスの向上につなげることのほうがより重要ですし、その上で将来的にも財政運営、行財政運営が持続できるようなものをしていかなければいけないと思っておりますので、あくまでもその上位のほうに固執するということではございませんので、その辺は誤解を招く発言があったことをおわびいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>6番、平野議員。</p> <p>これから決算等でも出てくると思いますけれども、私は町民のいろんな町内会、そういうふうな要望事項等が山積している中で、金を使わないでためるよりは、サービスをちゃんと徹底してやったほうが私はいいと思いますよ。そういうふうなのが行政と町民との乖離を生むわけですから、やはりその辺、町民サービスをもう少し生活環境、ライフライン、いろんなものを見直しをして、予算を使うものは使ってやっていくべきだと私は思いますよ。そういうふうなことで、私の所感を申し述べて、答弁は要りません。終わります。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>以上で報告第10号を終わります。</p> <p>日程第3、報告第11号、平成29年度おいらせ町一般会計継続費精算報告についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p>
西館議長		
6番 (平野敏彦君)		
西館議長 (議員席)		
西館議長		
西館議長		

<p>当局の説明</p>	<p>企画財政課長 (成田光寿君)</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>西館議長</p>	<p>それでは、報告第11号についてご説明申し上げます。 議案書14ページ、15ページをごらんください。 本件は、平成28年度から平成29年度まで継続費で実施いたしました地方公会計導入支援事業、下田公園湿地帯木道改修事業、防災行政無線放送施設整備事業の3件の事業が終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費の精算報告をするものであります。 以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。 質疑を受けます。質疑ございませんか。ありませんか。 **なしの声**</p> <p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 以上で報告第11号を終わります。</p> <p>日程第4、報告第12号、平成29年度青森県新産業都市建設事業団特定事業及び特定事業以外の事業の決算報告についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 企画財政課長。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>それでは、報告第12号についてご説明申し上げます。 議案書16ページをごらんください。また、あわせて別冊にてお配りしております、青森県新産業都市建設事業団の平成29年度決算に係る資料もご用意ください。 本件は、当該事業団から平成29年度決算について報告がありましたので、地方自治法の一部を改正する法律附則第3条の規定による、改正前の地方自治法第312条第3項の規定により報告するものであります。 なお、当町にかかわる百石住宅用地造成事業の概要を申し上げ、ほかの事業につきましては、ご参照いただくことで説明を省略させていただきます。 それでは、別冊資料1、平成29年度青森県新産業都市建設事業団特定事業決算の資料をご用意ください。ページは16ページになります。資料1の16ページになります。</p>

	<p>西館議長</p>	<p>百石住宅用地造成事業の損益計算書でご説明いたします。</p> <p>昨年度において、分譲地売却がありませんでしたので、1、営業収益の用地売却収益、2の営業費用とも計上はございません。</p> <p>3、営業外収益ですが、預金利息が386円、補助金は財務改善のための町からの補給金1億円、雑収益は一時借入金に対する町からの利子補給金3万246円、合計で1億3万632円となりました。</p> <p>4、営業外費用の支払利息3万246円は、一時借入金に対する利息になります。</p> <p>これらにより、当年度純利益は1億386円となり、前年度までの繰越欠損金1億9,356万8,770円を加味した当年度未処理欠損金は9,356万8,388円となり、翌年度に繰り越しております。</p> <p>次に、19ページをごらんください。</p> <p>こちらは貸借対照表になります。</p> <p>まず、資産の部、1の用地造成の完成用地7,075万2,516円は、洋光台団地内の未売却の宅地分譲地5区画分及び旧雇用促進住宅内の駐車場用地の資産であります。</p> <p>2の流動資産、現金預金3,567万9,096円を保有しており、資産合計で1億643万1,612円となっております。</p> <p>20ページをごらんください。</p> <p>負債の部になります。</p> <p>3、固定負債、(1)長期借入金6,000万円は、当該会計の財務改善計画として事業団内の臨海事業剰余金会計から借り入れたものであり、4、流動負債の(1)一時借入金1億4,000万円は、当該会計の財務改善計画として青森県から借り入れたもので、これら負債の合計は2億円となります。</p> <p>最後に、資本の部ですが、5、剰余金の当年度未処理分利益剰余金がマイナス9,356万8,388円となり、そのまま資本合計の額となります。</p> <p>また、負債資本合計は1億643万1,612円となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p>
--	-------------	--

質疑	6 番 (平野敏彦君)	<p>質疑を受けます。質疑ありませんか。</p> <p>6 番、平野敏彦議員。</p> <p>当年度未処理欠損金が 9, 3 5 6 万 8, 3 8 8 円、これは翌年度へ繰り越しというふうなことで説明がありました。そして、また 1 9 ページでは、宅地用地の未売却分が 7, 0 7 5 万 2, 5 1 6 円ありますよというふうなことで、現金預金と合わせて 1 億 6 4 3 万 1, 6 1 2 円が貸借対照表のほうで掲載をされております。</p> <p>これを見ますと、2 9 年末でこの最後の 2 0 ページの剰余金を見ると、1 億 6 4 3 万 1, 6 1 2 円が負債資本合計になっていますけれども、繰り出しのゼロになるというのは、今年でおわりですか。3 0 年度で終わりですか。ここを確認したい。</p>
答弁	西館議長 企画財政課長 (成田光寿君)	<p>企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>当該会計の財務改善のための町からの 1 億円の補給金は、3 0 年度で終わりとなります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長 6 番 (平野敏彦君)	<p>6 番、平野敏彦議員。</p> <p>3 0 年度で 1 億出して、繰り出しをすることによって、この会系の残金がなくなるというふうなことですけれども、そうするとこの未処理の用地があるわけですけれども、この未処理の用地の部分については、例えば売却になった場合は町のほうに入ってくるというふうなことになりますか。</p>
答弁	西館議長 企画財政課長 (成田光寿君)	<p>企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>事業団側の会計のからくりをちょっとご説明いたします。</p> <p>当該事業団が財務がかなり悪化いたしました、町からの補給金をずっと 1 億円払い続けてきました。それが 3 0 年度で終わります。</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長 6番</p>	<p>す。30年度で終わった時点での負債の関係ですが、20ページ、今の資料の20ページをちょっと見ていただきたいと思います。</p> <p>負債の合計が29年度末で2億円となっております。これが30年度末で置きかえますと1億円ということで、今年度町から1億円補給金をいたしましても、まだ負債が1億円残っております。</p> <p>この1億円はどういう形で清算されるかと申しますと、その前のページ、19ページ、資産の部であります。完成用地のところ、7,075万2,516円がございますが、この中にまだ未売却の分譲用地5区画分、それから旧雇用促進住宅の駐車場用地、これらの土地の資産が7,075万円、そのほかに現金預金が3,500万円ありますので、これらでちょうど相殺されて、未売却の分譲用地5区画、それから駐車場用地もそれらも全部現金として清算されますと、負債の1億円が30年度末でなくなるということでございます。よって、土地5区画がまだ全部売れない限りは、事業団側の会計の負債もまだ残るとい形になります。</p> <p>それから、今後の見通しですが、現在、事業団側と今協議を進めてございます。10年ぐらい続いた財務改善のための処理が今年度で一旦終わりますので、来年度以降どうするかということは今詰めているところでございます。1億円の負債が残ったまま、旧百石町のほうで事業団に委託しておりましたので、全部清算をする形で町が未売却の土地も買い取って、町の町有地として売り続けるのか、それとも今の事業団のこの会計のままでやっていくのか、今このあたりを協議している最中でございます。</p> <p>もし今後も事業団の会計で進めるとなれば、1億円の負債がずっと残る形に、土地が売れない限り、1億円の負債が全部整理されないこととなりますので、できることであれば町のほうで全て町有地として買い取って、町の名義で売っていく方が方がいいのかなということ、その方向をちょっと見据えながら、今事業団と調整している段階でございます。</p> <p>以上です。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p> <p>理解をすることができました。ありがとうございます。</p>
-----------	--------------------	--

	(平野敏彦君)	<p>それで、これからの処理の方法については今協議中ということですが、私はいま課長が説明した方法が一番ベターじゃないかと思うのですが、この考え方について町長の所見を伺いたと思います。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>今課長が事業団と交渉中だということですので、しからばその七千数百万の土地代をどこから財源に支出するか、今唐突に言われましたけれども、私の考えからいきますと、じゃあそれを金融機関から借りて、それをまた10年なり5年なり、15年なり分割して、そうすれば単年度は1,000万円ぐらいずつ、金利は別として返していけばいいわけですから、そういう方法もこれから考えていって、要は事業団と、言葉は悪いのですが、縁を切れれば、それは町独自で好きなように動けるわけですから、それに越したことはないのかなと考えております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>7番 (檜山 忠君)</p>	<p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p>7番、檜山 忠議員。</p> <p>これは、この質問が今のこれに値するのかわからないのですが、軟弱地盤の関係は、これはどういうふうになっているのですか。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>軟弱地盤の関係であります。今資料がある範囲内でお答えしたいと思います。</p> <p>昨年度以来、軟弱地盤の分譲保留地をどうするかということでいろいろ協議して、公募型プロポーザル、民間事業者から提案をいただいて、それで利活用していくということで方針を決めさせていただいて進めているところでございます。</p> <p>昨年度、一度、ちょっと期間は忘れましたが、1月から2月ぐらいの間で第1次募集をいたしました。そのときは応募者がござ</p>

		<p>いませんでした。それで、今年度、年度が変わりまして、6月の4日から7月末までの間で2回目の募集をいたしました。同じ条件でしたが、結果的には応募者がなかった状況であります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長	7番、檜山 忠議員。
	7番 (檜山 忠君)	これは県とはもうかかわりなく、町独自でこれは販売していけるものであると考えればいいわけですか。
答弁	西館議長	企画財政課長。
	企画財政課長 (成田光寿君)	<p>お答えいたします。</p> <p>檜山議員おっしゃるとおり、軟弱地盤の土地につきましては、町が事業団から買い取って、町有地として所有している土地でございます。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長	7番、檜山 忠議員。
	7番 (檜山 忠君)	聞けば、なかなか思うように売れないというふうなことです。もう少し思い切った方策をもって、全国に向けて売るような、それをしていったほうがいいんじゃないかなと思います。これは参考までに、そう思います。
	西館議長 (議員席)	ほかに質疑ございませんか。ありませんか。
	西館議長	<p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>以上で報告第12号を終わります。</p>
	西館議長	<p>日程第5、議案第53号、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>介護福祉課長。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>介護福祉課長 (田中淳也君)</p>	<p>おはようございます。</p> <p>それでは、議案第53号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の17ページから36ページになります。</p> <p>本案は、介護保険法の改正により、保険者機能の強化、市町村による介護支援専門員の支援の充実を目的に、都道府県から市町村に権限が移譲されたこと、及び国の基準省令の改正により、おいらせ町の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるため提案するものであります。</p> <p>その主な内容についてご説明申し上げます。</p> <p>18ページをごらんください。</p> <p>第1章、総則では、第3条に指定居宅介護支援事業の基本方針を、19ページ、第4条には、申請者の要件を、第2章、人員に関する基準では、第5条に従業員の人数、第6条には管理者の要件等について20ページにわたりうたっております。</p> <p>次に、第3章、運営に関する基準では、第7条に指定居宅介護支援の提供の際の内容、手続の説明及び同意についてを22ページまでにわたり、22ページ、第8条には、提供拒否の禁止、第9条では、サービス提供困難時の対応を、23ページ、第11条に要介護認定の申請に係る援助を、24ページをごらんください、第15条に指定居宅介護支援の基本取扱方針、第16条には基本方針及び基本取扱方針に基づき、第1号から第30号まで、具体的取扱方針を30ページまでにわたりうたっております。</p> <p>31ページをごらんください。</p> <p>第18条は利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付、第20条では管理者の責務を、32ページをごらんください、第21条には事業者の運営規程、第22条には勤務体制の確保、第24条は従業員の健康管理を、33ページ、第26条は秘密保持を、34ページをごらんください、第29条に苦情処理を、35ページ、第30条は事故発生時の対応、第32条は記録の整備を、36ページをごらんください、第4章、基準該当居宅介護支援に関する基準、第33条には準用の規定についてうたっております。</p> <p>なお、この条例は公布の日から施行し、第16条第20号の規定については、平成30年10月1日から施行するものです。ま</p>
--------------	---------------------------	--

質疑	西館議長	<p>た、平成33年3月31までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員を第6条第1項の管理者とすることができる旨、経過措置を設けるものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。質問者はページを明示して発言してください。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p>
	6番 (平野敏彦君)	<p>私はちょっと今の説明を聞いて、これは県から委託をされたものだというふうなことで、今度は町がこれを運営するというふうなことになると思いますけれども、その中で18ページのところですけれども、この基本方針、見て、これを見ると、その利用者が可能な限り、その居宅において能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、こうありますけれども、この3条、それから2項にも、その居宅している人にいろんなサービスの提供をしなければならない、配慮しなければならないと、こうあるのですけれども、これは基本的に、きょうの新聞にもついておりましたけれども、この在宅医療充実の必要性和かところ、通院が、希望が3割もあるとかと新聞に載っていましたけれども、これからはその施設よりも在宅で介護保険の事業者がそのサービスをしていくというふうなことになるのでしょうか。この中身をちょっと、もっと簡単に説明いただきたいと思います。</p>
答弁	西館議長 介護福祉課長 (田中淳也君)	<p>介護福祉課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>まず、この第3条の基本方針については、国の基準省令によって定められたものであります。それで、国の基本方針としては、在宅の介護サービス等が基本となっております、こういう方針となっているものであります。</p> <p>それで、この介護支援の事業については、在宅で介護サービス、もしくは医療等も連携しながら介護支援専門員が計画を立ててサービスを提供するということでの方針、規定となっております。</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>す。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p> <p>私は今こう読んでも、大変な状況になっていくなというふうな心配を、危惧するわけです。というのは、うちの町内でもそうですけれども、高齢者世帯が年々ふえていまして、ひとり世帯、それから高齢者2人世帯、そういうふうなのが多くなっています。</p> <p>今これを見ますと、在宅介護というふうなことが国のほうの基準で示されているというふうなことになりますと、今もってようやく自分で生活している者が、本当にこの介護支援専門員とか、そういうふうな者が、このまま回れるのですか。私、人口比率を見たら、75歳以上の比率というのは相当人数があるわけですよ。世帯数からいったらもっと、私は、どのぐらい把握しているかはわかりませんが、今のじゃあ町の現行スタッフで、この県から委託されたこの事業、そういうふうなサービスが可能ですか。私はちょっとこれは厳しいのではないかなというふうな、現行スタッフをふやして、そしてまたこちらにある支援事業者、そういうふうな者への周知も徹底しなければ、なかなかこの、おろされてきたからって町で対応できるものではないのではないかと心配するのですが、課長、どうです。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>介護福祉課長 (田中淳也君)</p>	<p>介護福祉課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>県から移譲されたのは、条例の規定のことです。その現状については、スタッフ自体については、町内にもいろんな事業者がありますけれども、現有のスタッフでそのまま事業を行うこととなりますので、今後高齢者がふえていきますので、それに見合ったスタッフの増員は考えていかなければなりません。今回の条例の提案につきましては、県で行っている事業を町が行うということではなく、指定の権限が町におりてきたということでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。ありませんか。 **なしの声**</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、本件についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声**</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第53号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**</p>
	<p>西館議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>ここで、11時15分まで休憩します。 (休憩 午前10時58分)</p>
	<p>西館議長</p>	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。 (再開 午前11時15分)</p>
	<p>西館議長</p>	<p>日程第6、議案第54号、おいらせ町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 税務課長。</p>
	<p>税務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>それでは、議案第54号についてご説明申し上げます。 議案書37ページ、38ページになります。 本案は、生産性向上特別措置法に基づく認定事業者が取得した先端設備について、取得後3カ年分の固定資産税課税標準額に乘じる割合をゼロと改正するため提案するものであります。 改正内容を添付参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので、81ページをごらんください。 81ページにつきましては、附則第10条の2、第26項の地方税法附則第15条第47項に規定する町の条例で定める割合、「2分の1」を「零」に改め、固定資産税の軽減の拡大を図るとともに、国等における支援措置全てを受けることができるようにするものであります。 なお、この条例は平成30年10月1日から施行するものであ</p>

質疑	西館議長	<p>ります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>15番、川口弘治議員。</p>
質疑	15番 (川口弘治君)	<p>全協で説明を受けて、この今の条例改正ということになってい ますが、この税制のほうじゃなくて、この生産性向上特別措置法、 6月に施行されておりますが、これで国の実際の予算措置という のはどれくらいになっているのでしょうか。</p>
答弁	西館議長 税務課長 (福田輝雄君)	<p>税務課長。</p> <p>全体額というのは、ちょっと私どもも把握できていないのです けれども、税の部分でうちのほうで固定資産税の課税の標準額に 割合を掛けてゼロにして、徴収をしない形にはなるのですけれど も、それにつきましては、交付税で75%、交付税が算入される 形となっております。</p>
質疑	西館議長 15番 (川口弘治君)	<p>15番、川口弘治議員。</p> <p>交付税措置ということですか。なかなか目に見えないような、 得意な手法でございますけれども、なるほどですね。具体的には、 これは企画財政の課長さんのほうで、例えば企業がこれで措置法 に基づいて申請をしてやった場合の補助金制度もございます。商 工会さんとか銀行さんとかが窓口、商工観光課ですか、はい、に なって、そういうもののその具体的な予算措置というのはおわか りですか。</p>
答弁	西館議長 商工観光課長 (久保田優治君)	<p>商工観光課長。</p> <p>川口議員の質問にお答えします。</p> <p>まず、この制度で町の裁量部分で今回税率をゼロにすること によって、各種の軽減措置のほかに国の主要施策の補助金等を事業</p>

		<p>者が受けられるようにしたいということでの土台づくりということで、今回の税制、税の改正があるわけですが、国のほうで支援を受ける機関ということで、商工会さんを初め、町内では7つの支援機関を指定、既にされておりまして、全部は申し上げませんが、商工会のほか、銀行、信用金庫、信用組合さんが3個で、合わせて4と、そのほか3つは税理士事務所さんのほうが3つ入って、計7つの支援機関がございます。そちらのほうに相談をして、事業者のほうで事業者の計画を策定するという形で事務手続が進められることになっておりますが、町で具体的に直接補助とか支援するような予算措置はございません。</p> <p>以上でございます。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>15番 (川口弘治君)</p>	<p>15番、川口弘治議員。</p> <p>恐らくそうであれば、国が国・県を通した、その採択されたものの、町がそれを窓口になっているという、そういう、ただ税制に対してはそういう措置をするという、それでその分は交付税で、実績があれば見るとい、こういう形でよろしいでしょうか。</p> <p>はい、わかりました。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>答弁は求めない。はい。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p>
質疑	<p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>私は1点だけお伺いいたします。</p> <p>提案理由にあります、この生産性向上のための町内企業で対象になる企業というのはどのぐらいありますか。例えばこの前、全協ではJA等も設備の改良、そういうふうな部分では生産性が上がる事業所としての説明がありましたけれども、町内に企業が結構張りついていると思いますけれども、これらについてどのぐらいの数を対象にしているのか、PRはさつき課長が言った、金融機関とか、いろんな機関のほうに資料提供して、国の部分については企業に説明しますよというふうなこと、これは多分融資も絡んでいるから、そういうふうな形になっているのか、この辺についてお伺いしたいと思います。</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>商工観光課長 (久保田優治君)</p>	<p>商工観光課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>まず、中小企業者の、あの対象は中小企業者ということになりまして、及び小規模事業者ということになります。それで、対象が規模がありまして、先般の全協のほうでもご説明しましたが、実はJ Aの部分については佐々木議員から細かく質問をいただいたときに、J Aを介して個人事業者がという形で私のほうで受けとめて、当時回答したものですから、J Aが直接やる分では、J A自体は中小企業者の中には入りませんので、事業者とはなり得ません。J Aを介して事業計画を組んだ個人事業者及び中小企業者で一定規模とあるのですが、資本金1億円以下で従業員50人以下とか100人以下とか、その事業によって人数規模は違うのですけれども、それに当てはまる事業者といえば、個人も含めると限りなくあろうかと思っております。大規模事業者のほうが町内にあつては少ないので、その数は把握しておりません。</p> <p>融資の関係ですと、議員おっしゃるとおり、金融機関からの融資を受けてやりたいという事業者がほとんどであろうかということで、支援機関の中に金融業者も入っているということでご理解いただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>6番、平野敏彦議員。</p> <p>数はよくつかんでいないというふうなことですけれども、私は資本金1億円以下というふうなことになるれば、ほとんど町内の企業が対象になるんじゃないかと。私はまた5,000万円以下だったかなと思ったら1億円以下というふうなことで、そうすれば、50人以下とか、そういうふうになれば、なかなか資金を設備投資して人材確保、そういうふうなものからいって、なかなか容易ではないんじゃないかなと私は思うんですよ。</p> <p>実際に、例えば工業団地に操業している企業とか、そういうふうな部分であれば、私はいろんな生産設備の更新、そういうふうなものに絡めて、この生産性向上特別措置法の恩恵を受ける企業</p>

答弁		<p>の可能性はあるんじゃないかなと思いますので、やはり町内の企業については、もっとPRをして、ぜひこの制度の活用を図れるように取り組みをすべきだと私は思います。</p> <p>この辺、さっき言った金融機関とか、そういうふうな部分だけじゃなくて、町の取り組み、そういうふうなものについての認識をお伺いしたいと思います。</p>
	西館議長	商工観光課長。
	商工観光課長 (久保田優治君)	<p>お答えします。</p> <p>工業団地を初め町内の企業にPRをということで、町の取り組みということですが、既に町の計画については先般の全協でも説明したとおり、既に7月23日付で町の計画のほうは国の同意を受けておりまして、それと同時に全協で説明した日以後に、ホームページのほうに既に町の制度をアップして、あと7つの支援機関のほか、商工会さんを通じてですけれども、工業部会というのが商工会のほうにありますので、そういう生産性を伸ばせるような企業さん向けに、本制度のPR、周知の協力をお願いして、何か配布物がある際に一緒に配布してもらって、広く活用を模索していただくような施策をとっております。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長 (議員席)	ほかに質疑ありませんか。
	西館議長	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	西館議長 (議員席)	なしと認め、討論を終わります。
	西館議長 (議員席)	<p>これから議案第54号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	西館議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>西館議長</p>	<p>日程第7、議案第55号、おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町民課長。</p>
	<p>町民課長 (澤田常男君)</p>	<p>それでは、議案第55号につきましてご説明申し上げます。</p> <p>議案書では39ページから41ページ、参考資料は82ページから84ページになります。</p> <p>本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正により、代替保育施設にかかわる連携設備の確保義務の一部の家庭的保育事業に対する自園調理及び食事の提供の特例にかかわる外部搬入施設の要件が緩和され、去る4月27日に施行されたことに伴い、これを引用する本条例に所要の改正を行うため提案するものであります。</p> <p>説明は新旧対照表で行いますので、82ページをお開きください。</p> <p>本条例第6条では、代替保育にかかわる連携施設の確保義務を緩和するため、新たに第2項及び第3項を追加するものであります。</p> <p>83ページをごらんください。</p> <p>第16条では、食事の提供の特例にかかわる外部搬入施設の要件を緩和するため、新たに同条第2項に第4号を追加するものであります。</p> <p>附則第2項では、自園調理に関する規定の要件を緩和するため、新たに附則第2項に第1号を追加するものであります。</p> <p>また、第5条第5項括弧中及び第45条第1項並びに附則第3項では、第6条に第2項と第3項が新設されることに伴い、項まで特定する必要があることから、それぞれ改正するものであります。</p> <p>なお、本条例は公布の日から施行するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>西館議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p>	

当局の説明	(議員席) 西館議長	<p>質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第55号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	西館議長	<p>日程第8、議案第56号、おいらせ町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題とします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町民課長。</p>
	町民課長 (澤田常男君)	<p>それでは、議案第56号につきましてご説明申し上げます。</p> <p>議案書では42ページから44ページ、参考資料は85ページから86ページになります。</p> <p>本案は青森県乳幼児はつらつ育成事業実施要領の一部改正により、本年10月1日から所得制限が緩和されることに伴い、これを引用する本条例に所要の改正を行うため提案するものであります。</p> <p>説明は新旧対照表で行いますので、85ページをお開きください。</p> <p>給付要件における所得については、現行では本条例第3条において児童扶養手当法施行令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定に基づいて算出した額を用いていたところですが、改正案では、児童手当法施行令第2条及び第3条の規定に基づいて算出した額を用いることとなります。</p> <p>具体的には、新旧対照表中段の別表をごらんください、扶養親族等の数に応じて所得額が定められていますが、いずれの場合も約2倍に拡大されることとなります。また、中段の扶養</p>

		<p>親族等中において、現行の下線部分が改正されることになり、限度額加算は別表の備考欄のとおり変更されます。</p> <p>今回の補正により財源及び助成制度が変更になる対象者はありますが、給付については従来どおりで変更はございません。</p> <p>なお、本条例は本年10月1日から施行するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p>
質疑	<p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>今説明があったのですけれども、扶養親族等のこの額が、所得額が倍ぐらいになっているわけで、この43ページのところで見ますと、乳幼児の数が1人の場合は所得金額が570万円、2人で608万円というふうに、こうありますけれども、さっき課長が言った、この給付のほうの対象者がないとかなんとか聞いたのですけれども、こんなに所得が上がったら、ほとんどがこれ以下の、町の場合はこの所得で570万円というふうなのは、なかなかそうないのではないかと思うのですけれども、こう上がったことによって、この受けられないというふうな人はないでしょう。全部が対象になるんじゃないかなと思うのですが、そこをお願いします。</p>
答弁	<p>西館議長 町民課長 (澤田常男君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>先ほどの説明不足で大変申しわけございませんでした。現在の子ども医療費の給付につきましては、まず初めに乳幼児医療費の助成、それからひとり親家庭の医療費の助成、そのどちらにも該当しない対象、該当しない方につきましては、子ども医療費ということで、町単独のほうで給付しているところでございますが、現在、県の乳幼児医療費のほうは所得制限が拡大されますと、これまで子ども医療費のほうで、町単独のほうで給付していたものが、県の乳幼児医療費助成制度のほうに移行されますので、基本的にはこれまでどおり、町民の方の負担はございません。所得制</p>

当局の説明		限の拡大により、単独事業のほうの持ち出しが減るということ でございます。
		以上でございます。
	西館議長 (議員席)	質疑ほかにごございませんか。 **なしの声**
	西館議長 (議員席)	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声**
	西館議長 (議員席)	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第56号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**
	西館議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	西館議長	日程第9、議案第57号、おいらせ町国民健康保険条例の一部 を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 環境保健課長。
	環境保健課長 (柏崎勝徳君)	それでは、議案第57号についてご説明申し上げます。 議案書の45ページ、46ページになります。 本案は、おいらせ町乳幼児医療費給付条例の一部改正により、 乳幼児医療費給付事業が拡充されることを機に、当町国民健康 保険に加入する乳児に対する10割の給付を廃止するため、町国民 健康保険条例の一部改正を行うため提案するものであります。 改正内容を新旧対照表でご説明いたしますので、議案書の87 ページをごらんください。 おいらせ町国民健康保険条例第5条は、被保険者が医療機関の 窓口で支払う一部負担金について規定しておりますが、第2項第 1号には妊産婦について、第2号には乳児について一部負担金を 支払うことを要しないと規定されております。 このたびの改正では、第2条に規定する乳児の10割給付に関

		<p>する規定を削除することになり、これに伴い、第2項を全部改正するものであります。</p> <p>なお、この条例は平成30年10月1日から施行するものであります。</p> <p>それでは、改正内容についてご説明いたします。</p> <p>公的医療保険制度を利用して医療機関を受診した場合、窓口で自己負担を支払うことになっておりますが、当町においては中学生までの全児童の医療費を無償化しているところでございます。</p> <p>この児童の医療費無償化は、現在4つの制度から成り立っており、その1つが当案件の国民健康保険乳児10割給付であります。この制度の対象となる方は町一般会計で実施する乳幼児医療給付の対象とならない高所得世帯等であることから、対象者数、給付額ともに大変少ないのが現状であります。</p> <p>今般、町乳幼児医療給付条例の一部改正についてご議決いただき、所得制限が緩和されることになり、国保乳児10割給付の対象者がさらに減少することが想定されますので、これを機に当制度を廃止し、窓口申請や事務手続の効率化を図るものであります。</p> <p>なお、当制度を廃止しても、いずれかの医療費助成制度がカバーすることになりますので、町民の実質的な負担はなく、影響はないものと考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>西館議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第57号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>

当局の説明	西館議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	西館議長	<p>日程第10、議案第58号、平成30年度おいらせ町一般会計補正予算案（第2号）についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p>
	企画財政課長 (成田光寿君)	<p>それでは、議案第58号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書47ページをごらんください。</p> <p>本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ4,642万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ99億993万8,000円とするものであります。</p> <p>52ページをごらんください。</p> <p>第2表地方債補正であります。防火水槽整備事業を新たに追加したほか、小学校及び中学校トイレ改修事業は、国庫補助不採択に伴う財源変更のため廃止を行うものであります。</p> <p>それでは、歳入歳出の主なものにつきまして、別冊の事項別明細書でご説明申し上げますので、資料をご用意ください。</p> <p>平成30年度一般会計補正予算（第2号）に関する説明書になります。</p> <p>まず、歳出の主な内容であります。</p> <p>各款にわたって給料、職員手当等、共済費など、人件費が計上されておりますが、4月の職員人事異動等によるものであります。</p> <p>13ページをごらんください。</p> <p>2款2項2目町活性化対策費の8節講師等報償金109万7,000円の減額、謝礼金42万4,000円の減額、13節講師派遣委託料126万円の追加は、自治基本条例施行10周年記念事業シンポジウムの運営経費について、支出方法の変更に伴い、支出科目を組み替えするものであります。</p> <p>14ページをごらんください。</p> <p>2款2項3目賦課徴収費の23節還付金及び還付加算金140万円の増額は、執行見込みにより計上するものであります。</p> <p>17ページをごらんください。</p>

	<p>3款2項1目児童福祉総務費の20節乳幼児医療給付費727万6,000円の増額、子ども医療助成費727万6,000円の減額は、青森県乳幼児はつらつ育成事業の一部改正に伴い、県乳幼児医療費助成制度対象者がふえる見込みであることから、支出科目を組み替えするものであります。</p> <p>19ページをごらんください。</p> <p>4款4項1目病院費の19節八戸圏域連携中枢都市圏医師派遣事業費負担金70万円の増額は、八戸圏域連携中枢都市圏事業として実施している八戸市立市民病院からおいらせ病院の医師派遣事業について、10月から派遣回数が増えることになったため計上するものであります。</p> <p>21ページをごらんください。</p> <p>6款2項1目林業総務費の13節林地台帳管理システム構築委託料334万8,000円の追加は、県補助金を活用して林地台帳管理システムを整理するため計上するものであります。</p> <p>22ページをごらんください。</p> <p>8款2項1目道路橋りょう維持費の15節町道維持補修工事費300万円の増額及び23ページ、2目道路橋りょう新設改良費の15節町道整備工事費1,200万円の増額、22節立木等補償費700万円の増額は、町道の施設補修及び生活関連道路等の整備のため計上するものであります。</p> <p>24ページをごらんください。</p> <p>9款1項1目非常備消防費の19節消防団員季節性インフルエンザ予防接種補助金65万2,000円の追加は、消防団活動の安定維持のため、また2目消防施設費の15節防火水槽新設工事費957万円の追加は、消防水利充実のため、本村地区への防火水槽新設整備としてそれぞれ計上するものであります。</p> <p>26ページをごらんください。</p> <p>10款3項3目学校建設費13節百石中学校講堂解体工事実施設計委託料409万3,000円の追加は、現在進めている百石中学校講堂改築事業の一環として、来年度に旧講堂を解体するため計上するものであります。</p> <p>以上が歳出の主なものであります。</p> <p>次に、歳入の主なものにつきましてご説明申し上げます。</p> <p>ページが戻りまして、3ページをごらんください。</p>
--	---

	<p>1 款 1 項 1 目町民税個人分の現年度分 2, 0 3 5 万 2, 0 0 0 円の増額及び 2 項 1 目固定資産税の現年度分 1, 1 7 5 万 3, 0 0 0 円の増額は、それぞれ収入見込みにより計上するものであります。</p> <p>4 ページをごらんください。</p> <p>1 0 款 1 項 1 目地方交付税の普通交付税 4, 8 4 3 万 5, 0 0 0 円の増額は、今年度分交付額決定により、また震災復興特別交付税 2, 0 4 6 万 2, 0 0 0 円の増額は、9 月算定による交付見込み額によりそれぞれ計上するものであります。</p> <p>5 ページをごらんください。</p> <p>1 4 款 2 項 5 目教育費国庫補助金の小学校トイレ改修事業費補助金 7 6 5 万 6, 0 0 0 円の減額及び中学校トイレ改修事業費補助金 4 1 8 万 4, 0 0 0 円の減額は、国庫補助不採択によるものであります。</p> <p>6 ページをごらんください。</p> <p>1 5 款 2 項 2 目民生費県補助金の乳幼児はつらつ育成事業費補助金 1 5 0 万円の追加は、歳出の民生費でご説明いたしました。が、県事業の制度改正に伴い、対象者がふえる見込みのため計上するものであります。</p> <p>また、4 目農林水産業費県補助金の森林所有者情報活用推進事業費補助金 1 2 1 万 1, 0 0 0 円の追加は、歳出の農林水産業費でご説明いたしました。が、林地台帳管理システム構築委託料の県補助財源として計上するものであります。</p> <p>8 ページをごらんください。</p> <p>1 8 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金 1 億 3, 4 7 8 万 4, 0 0 0 円の減額は、9 月補正予算の歳入歳出財源調整により計上するものであります。</p> <p>また、2 目公共施設整備基本繰入金 2, 5 0 0 万円の増額は、今年度実施予定の小中学校トイレ洋式化事業について、国庫補助不採択に伴い過年度の青森県核燃料物質等取扱税交付金からの基金積み立て分を充当させるため計上するものであります。</p> <p>1 9 款 1 項 1 目繰越金の前年度繰越金 4, 5 8 0 万 1, 0 0 0 円の増額は、平成 2 9 年度決算により計上するものであります。</p> <p>1 0 ページをごらんください。</p> <p>2 1 款 1 項町債であります。3 目消防債の防火水槽整備事業債</p>
--	---

		<p>710万円の追加は、歳出の消防費でご説明いたしましたが、防火水槽新設工事の財源として計上するものであります。</p> <p>また、4目教育債の小学校トイレ改修事業債1,130万円の減額及び中学校トイレ改修事業債620万円の減額は、先ほどもご説明いたしましたが、国庫補助不採択に伴う財源変更によるものであります。</p> <p>以上が歳入の主なものになります。</p> <p>ページが後ろのほうに飛びます。31ページから33ページをごらんください。</p> <p>給与費明細書は特別職及び一般職の給料及び手当等の変更について示したものであります。</p> <p>35ページ、36ページをごらんください。</p> <p>地方債に関する調書は、地方債補正に伴い、その内容を反映させたものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入全款についての質疑を行います。質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>一般会計補正予算（第2号）に関する説明書3ページから10ページになります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>14番、松林義光議員。</p>
質疑	14番 (松林義光君)	<p>今企画財政課長の説明で、小学校トイレ、中学校トイレの改修は国庫補助金の不採択によって減額になりましたと。このなぜ、国庫補助金が不採択になった要因は何なのか。そして、その不採択になった日にちは、時期はいつなのか、教えてください。</p>
答弁	西館議長 学務課長 (柏崎和紀君)	<p>学務課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>今年度、文部科学省の対象となるような学校に対する、整備に対する補助金の交付申請を5月に行い、ヒアリングを受けてきたところですが、その際に1,200億円の要求に対して8</p>

		<p>00億円の財源しかないという回答をもらったところでございます。そして、これらについては防災・減災に対する補助のほうを優先させるということで、こういったトイレの改修に対する交付については、大体40年をめどとした大規模改修でなければ、現時点では交付ができないという回答をいただいたところです。その部分から、交付の見込みがないと判断をしたものでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>14番、松林義光議員。</p> <p>まことに残念な結果であります。今日まで補助金をもらえるよと、当時の学務課長のお話もありましたけれども、結果的には金がないと、国に金がないから補助金は出せませんと。震災、防災を優先させますよということであると思います。</p> <p>そこで、いろいろ説明がありました。起債、町債をなくして、財源の変更をしてトイレの改修工事を行うと。これは一般財源でこのトイレの改修を行うと、このように理解していいですか。それで、洋式トイレの改修は行うのでしょうか。国からの補助金はなくなるのだけれども、予定どおり小中学校の洋式トイレ化は実施するという事によろしいですか。</p> <p>それで、もう夏休みが、もうやる前提で話をしますけれども、夏休みが終わりました。5月のヒアリングを行った結果、補助金はもらえないような状況だと私は思っておりますけれども、それで今夏休みの時期に、下田小学校の洋式に、中学校もですか、小学校のトイレの洋式の工事を行っているのかどうか、お伺いいたします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>私のほうから、財源の関係のところをご説明いたします。この後、事業の進め方等につきましては、学務課長のほうからお答えさせていただきます。</p> <p>財源につきましては、一般財源であります。今純粋な一般財</p>

		<p>源ではございません。もともと、先ほどの説明の中でもお話ししましたが、県のほうから核燃料物質等取扱税交付金、県の補助金みたいな、交付金みたいなものでございます。これが過去において入った分のうち、将来的に公共施設整備事業、それからその他の事業等に充当できるように基金化して積み立てしていたものがございました。それを今回取り崩して使うと、使用するというところでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>学務課長。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>学務課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>私のほうから、今後の予定等についてということでございますが、まず今年度については今企画財政課長から申し上げましたとおり、財源を何とか確保できたということでしたので、今年度予定しておりました木ノ下の小学校、中学校については予定どおりこれから実施する予定であります。</p> <p>ただ、来年度以降につきましては、先ほど申し上げたとおり、補助金等見通しができなくなりましたので、その財源、教育委員からでは残念ながら財源等を持ち得ておりませんので、さまざまな財源等を確認しながら、また財政と協議しながら、来年度以降の工事等については検討してまいりたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>14番、松林義光議員。</p> <p>企画財政課長、先ほども話はありました。核燃のお金を、積み立てしているお金を使うという。これは丸々その金を今年度使うということになるのですか。それで、私は前にも言ったのですけれども、夏休みの期間中、遅くても冬休みの期間中に、子供たちに支障が、余り影響がないような状況の中で工事はやるべきだというふうに、前にも議会で話をしたのですけれども、やっと財源の確保ができたということで、これからやっていくと。私は、これからどうすれば、あくまでも冬休みですか、その期間にやったほうがいいと思いますけれども、教育委員会の考えをもう一度伺います。</p>

		<p>あわせて、今、ことしは下田小学校、中学校ですか、は予定どおり行うという話です。来年度以降はそうなりますと、来年度以降も恐らく国には、私は財源の余裕はないと思います。国からもらえる補助金は、これは見込みが私は薄いと思いますけれども、来年度以降は今これから検討する。前の議会では、木ノ下、それから木内々ですか、下小、甲洋とかこう、順次やっていきますよという答弁でありました。これをもう一度お伺いします。来年度以降、どのように考えているのか、お伺いいたします。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>財源の関係のところでございます。昨年度、一昨年度と、県の核燃料物質等取扱税交付金のほうから公共施設整備基金のほうに積み立てしていた分の中から、今年度分につきましては2,500万円を取り崩しして、小中学校トイレ洋式化事業に全額充てる予定でございます。</p> <p>今後につきましては、学務課とも調整になりますが、今のところまだどの財源を使うか、まだ見通しが立ってございませんので、財政側としてはあくまでも補助採択を前提に進めていきたいと考えてございます。</p> <p>以上であります。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>教育委員会教育長 (松林義一君)</p>	<p>教育長。</p> <p>つけ加えてお答えをいたします。</p> <p>教育委員会としては、子供たちのことでもありますので、これからも財政担当者のほうといろいろ協議を進めながら、でき得る限りトイレの洋式化を進めていきたいという気持ちではおります。</p> <p>今年度についてですけれども、学校の方の責任者である校長とも連絡をとりながら、極力教育活動に支障がないように考えて、工事期間等を調整はしていきたいと思うのですが、ただ、冬休みの短い期間に集中するとなると、工事事業者等ともちょっと苦しい場面も出てくるかもしれませんので、事業者と学校と調整を図</p>

答弁		<p>りながら、教育活動に支障がないように配慮をしていきたいというふうに考えてはおります。</p> <p>以上であります。</p>
	西館議長	<p>歳入全款についての質疑の途中ですが、昼食のため、1時20分まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前11時58分)</p>
	西館議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 1時20分)</p>
	西館議長	<p>ここで、商工観光課長より、6番、平野議員からの議案第54号に関する質疑について答弁漏れがあり、答弁したいとの申し入れがありましたので、これを許します。</p> <p>商工観光課長。</p>
	商工観光課長 (久保田優治君)	<p>議長のお許しを得まして、議案第54号での平野議員への答弁の中で、ちょっと答弁し忘れたところがありましたので、補足させていただきます。</p> <p>対象者のところで、法人については資本金1億円以下で従業者規模をお伝えしましたが、個人事業主の場合の従業者規模を言い忘れましたので、お答えします。そちらは1,000人以下ということになりまして、いろんなパターンが想定されるみたいで、単に個人という捉え方では1,000人を過ぎるというような感じもするかもわかりませんが、個人での共同体みたいなやつもいいみたいですので、そういうことで個人事業主については1,000人以下という形になっておりましたので。</p> <p>あと、もう一つは、法人の場合、大規模な法人の子会社などは含まないということになっておりまして、もしかすると工業団地にある誘致企業などで対象にならない企業もあるかもしれません。ということをお伝えしておきます。</p> <p>以上、答弁漏れがあったので、おわびして訂正いたします。</p>
	西館議長 (議員席)	<p>それでは、午前中に続きまして、歳入全款についての質疑を受けます。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>

質疑	<p>西館議長</p> <p>7番 (檜山 忠君)</p>	<p>なしと認め、歳入全款についての質疑を終わります。</p> <p>次に、歳出全款についての質疑を受けます。</p> <p>説明書11ページから29ページになります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>7番、檜山 忠議員。</p> <p>29ページまでですか。(「はい、そうです」の声あり)</p> <p>それでは、まず1つは、13ページの総務費の19節の集会所建設費補助金、これはどこの集会所なのかを教えてください。</p> <p>それから、あと29ページ、学校給食費、給食運営費のことですけれども、燃料、それから光熱費が200万円、250万円とふえているのですけれども、これはまだ機械が安定していないというふうなことでのそれなのでしょうか。それとも、これがその都度変わってくるものなのか。そこら辺を教えてください。</p> <p>以上2つ。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>まちづくり防災課長 (三村俊介君)</p> <p>西館議長</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>それでは、13ページの集会所建設等補助金の部分の説明をいたします。</p> <p>これにつきましては、場所が黒坂の集会所になります。こちらのほうが今給食センターが廃止になったということで、そちらの水道管、もともと給食センターにつないでいたものを集会所のほうで引き込みということで、独自で工事を行うということで、31万7,520円かかるのですけれども、予算残が27万2,450円ということで、その分を補正するという部分と、もう一つ、今年度、それ以外の集会所で見込みで大体25万円ぐらい出てくるだろうということで、トータルで29万5,070円ということで、29万6,000円を補正しております。</p> <p>以上です。</p> <p>学務課長。</p>

<p>答弁</p>	<p>学務課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>それでは、給食センターのところでお答えをしたいと思います。</p> <p>まず、燃料費に関しましては、一番大きなところは当初、ボイラーが3連結で設置されているのですが、その1基で稼働すればいいのかなというふうな想定をしておりましたけれども、実際、調理とか洗浄業務と合わせましたら、やはり2基の稼働が必要だということで、その分燃料費がかかると。さらに、当初のところで、燃料費の積算が75円くらいで積算されていた単価が、それが実際にはもう91円くらいに上がっているといった部分で、この部分を補正させていただいたものです。</p> <p>続きまして、光熱水費の部分ですけれども、こちら吸気、外気のほうから吸入しているのですが、今回夏場が非常に暑かったということもありまして、8時過ぎころからエアコンをかけないと、中のほうの調理する調理室内の温度が高くなっているという状況で、実際施設の設定温度は25度以下とか、湿度は80%以下といった法的に定められている基準を満たすために、この部分はちょっとエアコン等を使ったので、こういった状況になっております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>7番 (檜山 忠君)</p> <p>西館議長</p>	<p>7番、檜山 忠議員。</p> <p>ちょっとお聞きしたいのですが、集会所関係は百石地区のほうの集会所は、あれは町が建ててそれを貸しているというふうなことになるのでしょうか。旧下田地区のほうでは、それぞれの町内会で金を出し合って集会所を建てていると、そういうふうな状況になっているのですが、これは今後どういう方向に向かっていくのだろうか。それがちょっと気になるもので、それをもしわかっていたら教えていただきたい。</p> <p>それから、燃料費はこれはじゃあもう、安定してこれぐらいはかかっていくのだろうかと思えますし、光熱水費の関係については、その外気温度的なので変動していくと、そういうふうに理解していればいいわけですね。わかりました。</p> <p>まちづくり防災課長。</p>

当局の説明	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳出全般についての質疑を終わります。</p> <p>次に、給与明細書、地方債に関する調書についての質疑を受けます。</p> <p>説明書 31 ページから 36 ページになります。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、給与費明細書、地方債に関する調書についての質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第 58 号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり採決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	西館議長	<p>次に、日程第 11、議案第 59 号、平成 30 年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>環境保健課長。</p>
環境保健課長 (柏崎勝徳君)	<p>それでは、議案第 59 号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の 53 ページから 55 ページになります。</p> <p>本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,556 万 4,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 24 億 8,612 万 4,000 円とするものであります。</p> <p>歳出の主な内容につきましては、収支見込みにより基金積立金を増額したほか、平成 29 年度事業実績により、療養給付費の国庫等への返還金を計上するものであります。</p> <p>歳入の主な内容につきましては、国民健康保険税及び基金繰入</p>	

当局の説明		金を減額し、前年度繰越金を増額するものであります。 以上で説明を終わります。
	西館議長	説明が終わりました。 これから第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出全款及び給与費明細書について質疑を行います。 質疑は事項別明細書により行います。 特別会計補正予算に関する説明書3ページから8ページになります。 質疑ありませんか。ございませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	なしと認め、歳入歳出全款及び給与費明細書についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第59号について採決いたします。 本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	西館議長	次に、日程第12、議案第60号、平成30年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 学務課長。
	学務課長 (柏崎和紀君)	それでは、議案第60号についてご説明申し上げます。 議案書の56ページから58ページ、補正予算に関する説明書の9ページから13ページになります。 本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ377万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,844万5,000円とするものであります。

		<p>その内容について申し上げますと、歳出については貸し付け金額の確定により、貸付金384万円を減額、1件の寄附金があったことにより、積立金を6万5,000円増額するものであります。</p> <p>一方、歳入におきましては、寄附金収入を6万6,000円増額、また貸し付け金額の確定により、基金繰入金を407万1,000円の減額をするものでございます。</p> <p>このほか平成29年度の当該会計の決算剰余金が発生することから、前年度繰越金23万4,000円を増額するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出とも全款についての質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>説明書9ページから13ページになります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p>
質疑	6番 (平野敏彦君)	<p>まず、12ページの前年度繰越金23万4,000円とありますけれども、計画的にこういう貸し付けが確定してやったら繰越金が出るというのは、どういうふうな意味なのか。ここをひとつ説明いただきたいと思います。</p> <p>それから、続いて13ページの奨学金の貸付金が確定して、減額384万円になっておりますけれども、これは応募者が減ったのですか。当初予算で見込んだものからこの額が減るということは、人数も多分当初計画したのより減っているのではないかと思います。この中身について説明いただきたいと思います。</p>
答弁	西館議長 学務課長 (柏崎和紀君)	<p>学務課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>まず、1点目の前年度繰越金の額ということでございますが、こちらのほうですけれども、実際に補正をして、金額が確定する</p>

		<p>5月の31日までの収入期間がありますので、その間、入ってきたものもございますので、そこの分を、そこはあくまで推計、推測した形でやっておりますので、こういった形で繰越金が出るものでございます。</p> <p>次に、貸し付け金額が減っているという部分でございますが、実際のところ、当方では大学生10名、短大生等6名、高校生2名を最大限応募できるということで応募したわけですが、実際のところ、今年度7名、大学生7名だけの応募にとどまっておりますので、このような形で減額となった状況でございます。</p> <p>以上です。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p>
質疑	<p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>それで、大学、短大、高校、この貸し付けの額も教えていただきたいと思います。それから、なぜこの短大生、高校生、応募者がいないのか。PRの仕方がどうなのか。本来、中学校が3校あって、相当の人数あるわけですがけれども、金額的に額が低くて応募がないのか、この要因というのはわかりますか。</p>
答弁	<p>西館議長 学務課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>まず、貸付金の額でございますが、大学1カ月4万円以内、短大3万円以内、高等学校1万円以内としております。</p> <p>また、短大、高校生に応募がないのはという部分でございますが、短大のほうはちょっと、それぞれ進学率等、短大、大学と調べておりませんので、わからないのですが、高校につきましては、恐らくですけれども、高校の無償化が始まっておりまして、かなりの部分で負担が減っているのではないかなというふうな想定をしております。今までと同じように、広報あるいはホームページ等で周知を図っているところでございますので、そこでは変わりがないので、恐らくそういった部分が要因ではないのかなというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p>
	西館議長	

<p>質疑</p>	<p>6 番 (平野敏彦君)</p>	<p>大学については月4万円というふうなことでは、私は額的にいったら大分助かっているのかなというふうな思いがありますし、短大については、いろんな形で、期間も短い、そういうふうな部分もあるし、今はいろんな意味でこの学生でもバイトのする機会というのが非常にふえているというふうなことを見たときに、なかなかそういうふうな意味では、子供としてそういうふうな希望をするというふうな意思表示もそうですけれども、育英基金があるというふうなのを私はわからないのではないかなと。高校についても同じです。中学校でこういうふうな制度があるよというふうなことを学校で言っているわけではなくて、多分親が今までは申し込んで、それで親が返還しているというふうなのが、事例がありますから、そういうふうな意味では、子供の判断で手を挙げているのというのはほとんどないんじゃないかなと。大学は、高校になれば、進みたければいろんな意味で調べることは調査して手を挙げていると思うのですけれども。</p> <p>この辺については、やはり今までの仕組みとまた、見直しをする時期になってきているんじゃないですか。その高校生、いろんな意味で、教科書無償化とか、さまざまなものが制度的に変わってきておりますけれども、逆に高校生だったら次の、上を目指すような方法に、この育英基金を充当させて人材育成をしていくというふうな方法も1つの手だと思うのですけれども、ちょっとこの今までの同じPRでいいと思いますか。私ちょっとこう、ここは手を加えるべきだと思いますけれども。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長 教育委員会教育長 (松林義一君)</p>	<p>教育長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>今までのPRでもしなかなか集まらない場合は、当然その都度、毎年毎年見直して、振り返って、これでいいのかということとは当然考えていかなければならないなと思っていました。</p> <p>学校現場の状況は、この辺で高校はほとんど進学する状況もありますけれども、将来に向けて元気よく中学校生活を送ってもらうためもありますし、中学校3年生になると、実際に高校の状況を学習する場もいっぱい設けております。その中で、こういう奨</p>

		<p>学金制度もいろいろ紹介をしています。当然、例えば学校によっては2年生のときに高校訪問を実施し、3年生になると学校に高校から来てもらって、それぞれの学校についての説明をやってもらう。その中では、例えば奨学金制度等についても話をしてもらっているという状況もありますので、学校現場の努力はもちろんですけれども、我々教育行政側もいろいろ努力をしながらPRをいっぱい重ねながら、何とか子供たちが希望する場合については、上級の学校に進学をしていけるような環境を整えていきたいという思いでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>ほかに質疑ありませんか。 **なしの声**</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声**</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第60号について採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**</p>
	<p>西館議長</p>	<p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>次に、日程第13、議案第61号、平成30年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>議案第61号についてご説明申し上げます。 議案書の59ページから61ページ、別冊の事項別明細書の15ページから18ページをごらんください。 本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ526万5,000円を追加し、予算の総額を11億37万7,000円とするものであります。</p>

		<p>その主な内容につきましては、歳出では、マンホール回り補修工事費及び補助材料費、汚水ます設置工事費を増額し、歳入では、平成29年度決算の確定による前年度繰越金と流域下水道維持管理負担金の精算に伴う還付金を追加計上し、一般会計繰入金を減額するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出ともに全款についての質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>説明書15ページから18ページになります。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
	(議員席)	**なしの声**
	西館議長	なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。
		これから討論を行います。
		討論ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	西館議長	なしと認め、討論を終わります。
		これから議案第61号について採決いたします。
		本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	西館議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
	西館議長	次に、日程第14、議案第62号、平成30年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。
		当局の説明を求めます。
		地域整備課長。
当局の説明	地域整備課長	議案第62号についてご説明申し上げます。
	(澤口 誠君)	議案書の62ページから64ページ、別冊の事項別明細書の19ページから22ページをごらんください。

		<p>本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ36万7,000円を追加し、予算の総額を1億2,580万1,000円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では通勤手当及び補助材料費を増額し、歳入では、平成29年度決算の確定による前年度繰越金を追加計上し、一般会計からの繰入金を減額するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>西館議長 説明が終わりました。</p> <p>これから第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出とも全款及び給与費明細書についての質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>説明書19ページから24ページになります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(議員席) **なしの声**</p> <p>西館議長 なしと認め、歳入歳出全款及び給与費明細書についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>(議員席) **なしの声**</p> <p>西館議長 なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第62号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(議員席) **なしの声**</p> <p>西館議長 異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>西館議長 次に、日程第15、議案第63号、平成30年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>介護福祉課長。</p> <p>当局の説明 介護福祉課長</p> <p>(田中淳也君) それでは、議案第63号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の65ページから67ページ、予算に関する説明書25</p>
--	--	--

		<p>ページから36ページになります。</p> <p>本案は、既定予算の総額に8,217万4,000円を追加し、予算の総額を23億9,241万8,000円とするものです。</p> <p>その主な内容であります。歳出では、平成29年度実績により介護給付費の国・県等への返還金を増額、介護給付費準備基金積立金を減額。一方、歳入では、保険料を減額し、平成29年度決算に伴い、前年度繰越金を増額するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出とも全款及び給与費明細書についての質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>説明書25ページから36ページになります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p> <p>1点だけお伺いいたします。ページ33ページですけれども、介護給付準備基金積立金が947万6,000円減額になって1万2,000円となっておりますけれども、この基金の現在高というのは幾らになっていきますか。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	
答弁	<p>西館議長</p> <p>西館議長</p> <p>西館議長</p> <p>介護福祉課長 (田中淳也君)</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長</p>	<p>休憩します。暫時休憩。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 1時49分)</p> <p>休憩を解いて、会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 1時50分)</p> <p>介護福祉課長。</p> <p>介護給付費準備基金の積立金でありますけれども、29年度末の決算で、合計で2億1,277万8,729円であります。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入歳出全款及び給与費明細書についての質疑を</p>

当局の説明		終わります。
	(議員席)	これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声**
	西館議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第63号について採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	西館議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	西館議長	次に、日程第16、議案第64号、平成30年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 環境保健課長。
	環境保健課長 (柏崎勝徳君)	それでは、議案第64号についてご説明申し上げます。 議案書の68ページから70ページ、別冊事項別明細書37ページから40ページとなります。 本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ224万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,422万3,000円とするものであります。 歳出の主な内容につきましては、支出見込み額により後期高齢者医療広域連合納付金を増額し、歳入につきましては、前年度決算に伴い、前年度繰越金を増額するものであります。 以上で説明を終わります。
	西館議長	説明が終わりました。 これから第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出とも全款についての質疑を行います。 質疑は事項別明細書により行います。 説明書37ページから40ページになります。 質疑ありませんか。 (議員席) **なしの声**

当局の説明	西館議長	なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第64号について採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	西館議長	次に、日程第17、議案第65号、平成30年度おいらせ町病院事業会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 病院事務長。
	病院事務長 (小向博明君)	それでは、議案第65号についてご説明申し上げます。 議案書の71ページになります。 本案は、収益的収入及び支出の既決予定額に739万7,000円を追加し、予算の総額を9億7,109万9,000円とするものであります。 別冊の事項別明細書の41ページから43ページをごらんください。 その主な内容につきましては、収益的支出では、看護師及び非常勤医師採用等による人件費739万7,000円を増額し、収益的収入では、入院患者増加見込みによる入院収益を739万7,000円増額するものであります。 資本的支出では、機械備品購入費としていた部分が、購入費が控除となることから、同額を補正しております。 説明は以上であります。
	西館議長	説明が終わりました。 これから第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出とも全款及び給与費明細書についての質疑を行います。 質疑は事項別明細書により行います。

<p>質疑</p>	<p>6 番 (平野敏彦君)</p>	<p>説明書 4 1 ページから 4 6 ページになります。 質疑ありませんか。 6 番、平野敏彦議員。</p> <p>私は補正予算に絡んで、ちょっと病院経営についてお伺いいたします。</p> <p>私、この前、三沢の病院に行ったら、弘前大学医学部医学学科 6 年●●●、三沢市立病院のクリニカルクラークシップに参加させていただいたというふうなことで、チラシがありました。読んでみましたら、おいらせ町の出身だというふうなことで、これは私も前聞いてありましたけれども、おいらせ病院でのたしか研修もあったと聞いておりますけれども、これはいつの時期に、どういうふうな内容で研修を受けたのか、開設者である町長のほうもちゃんとそれなりに理解をして受けとめていたのか、この点についてお伺いいたします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長 町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>時期につきましては、病院の事務長から説明させますけれども、私も報告は受けております。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長 病院事務長 (小向博明君)</p>	<p>病院事務長。</p> <p>クリニカルクラークシップで弘大から●●●さんがことし 7 月から 1 カ月間、4 週間ですね、研修に来ております。内容的には、外来の内科・外科医師の補助から地域医療研修ということになりますので、各特養の、こちらの嘱託医をしております、そちらの随行とか、あと訪問診療を毎週しております、そちらの随行とか、そういう形で研修を行っております。</p> <p>以上になります。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長 6 番 (平野敏彦君)</p>	<p>6 番、平野敏彦議員。</p> <p>7 月から 4 週間、おいらせ病院で研修を受けたというふうなことですけれども、この三沢の●●●さんの書いたものを見ます</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>病院事務長 (小向博明君)</p>	<p>と、何か三沢病院で初期研修をするような機会があったら、またよろしくお願ひしたいというふうな、この文章であります。</p> <p>私は、たしか●●●さんはあの奨学生じゃなかったかなというふうな、それで研修に来ているんじゃないかなというふうな思いもありますけれども、当町の病院よりも他のほうが魅力があるというふうな、この文章の書き方であります。受け入れ体制、そういうふうなものの研修の仕組み、そういうふうなものが果たして充足されていたのかなというふうな、私は疑問を感じたわけでありませぬ。</p> <p>ぜひ、今6年生ですから、おいらせ病院に勤務をされて、この若い医師が入ることによって、また仲間が集まってくるかもわかりませぬ。今病院の医師のスタッフを見ますと、大体横並びの年齢で、非常に私を感じるには、切磋琢磨というふうなのは、医師同士のですね、そういうふうなのを感じられませぬ。</p> <p>そういうふうな意味では、魅力が本当にこう、研修生が感じたのかどうかわかりませぬけれども、●●●さんのほうからはどういふふうな結果報告が出ているか、そこをもう1回確認したいと思ひます。</p> <p>病院事務長。</p> <p>それでは、質問にお答えいたします。</p> <p>今、奨学資金を借りているのは、●●●さんのほかにあと4名おりました、2名がもう終了しております。●●●さんは2年生から借りられて5年間借りて、医師免許を取得してから10年以内に病院に勤務して、その借り入れた年限、5年間ですな、勤めればその分が返還不要になるという制度で今奨学資金を借りております。</p> <p>7月1カ月、研修に来て、何ていうんですかね、こう生き生き張り切って研修に臨んで、今の議員の三沢の病院のクラークシップの件はあるのですけれども、初期研修では当病院は研修病院になっておりませぬので、こちらでは医師免許を取ってからは研修できませんけれども、10年以内に各、前期、後期、今の研修制度も大分変わってきていましたけれども、そちらの研修を終えて、他の病院で勤務されて10年以内に戻ってくれば、まず今の</p>
-----------	--------------------------------------	---

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>奨学資金の貸し付けをする中で来ていただけるかなと感じております。</p> <p>以上になります。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p> <p>今の事務長の説明を聞いて、本当にこの若手医師の確保が必要だというふうな意欲を感じられません。10年以内にその奨学金を借りた期間の年限だけ勤務すれば義務を果たしているよというふうなことですけれども、本当にそれでいい、それだけでいいのかなというふうな、町長、これはね、町長が開設者になっているわけですから、少なくともこういうふうな医師の確保、それから勤務条件、そういうふうなものはちゃんときちっと町長が理解しないとだめですよ。病院経営というのは、やはり医師が一番ウエートを占めるわけですから、こういうふうな部分では町長の認識をきちっと持ってもらいたいと思いますよ。町長、どういうふうに思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p> <p>西館議長</p>	<p>町長。</p> <p>大変手厳しい質問かご意見か、ありがとうございます。私は先ほど事務長がもう言ってしまったからあれですけれども、個人情報に触れる部分があるのかなと思って、その辺には触れなかったのですけれども、私がたしか前に、以前町長をしていたときに制度をつくったような気がしております、そのときはお母さん、その上のおばあさん、本人とは会っていませんけれども、大変ありがたい制度だ、そしてまたしばらく頑張ってやっと医学部に入学したから、必ず恩返しはするという、頼もしい返事をもたらているので、私は来てくれるものと信じていますけれどもね。</p> <p>それ以上は、だから、あと疑ってかかれればどうなるかわかりませんが、私は今の時点ではあの子を信じています。</p> <p>ここで、議題の訂正をいたします。</p> <p>冒頭、議案の紹介で、私、「第65号、平成30年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第1号）」というふうに読み上げまし</p>

		<p>たが、正式には「第2号」でしたので、訂正しておわびいたします。申しわけありませんでした。</p> <p>それでは、65号、質疑ほかにございませんでしょうか。</p> <p>14番、松林義光議員。</p> <p>入院患者が、収益がふえております。喜ばしいことかどうか分かりませんが、経営上はいいことかなと思います。</p> <p>それで、これは、この予算、今補正を見ますと、収入と支出が全く同額でございます。だと思います。これは、この入院収益は確たる根拠があって、この分の収益は間違いなく出てきますよという根拠のもとで、この予算計上なのか。</p> <p>それから、もう1点は、通院患者、病院の経営は厳しいと思いますけれども、通院患者の動向はどのようになっているのか。</p> <p>それから、あわせて、この機器備品購入、これは必要で当初予算に提案したと思います。それで、これを減額をして、また工事費のほうに、また同じ金額を計上しております。これは予算がもう不要になったから、今度、工事費のほうに回しますよという考えなのか。それとも、このやりくりをするために、この備品購入費の、機器購入費のほうの金額なのか、その点、ちょっとお伺いしておきます。</p>
<p>質疑</p>	<p>14番 (松林義光君)</p>	<p>西館議長</p> <p>病院事務長。</p>
	<p>答弁</p>	<p>病院事務長 (小向博明君)</p> <p>それでは、14番、松林議員にお答えします。</p> <p>入院患者の数に関しては、歳出の部分がふえた部分を見込みで同額を合わせた形になっておりますが、現状、入院患者数も増加して、ことしの夏の高温の部分で、7、8、9、今の現状でも五十六、七人の入院患者、約七十五、六%はっております。</p> <p>当初、4月から6月まで少なかったのですが、今後増加傾向に転じて、このままいけば入院収益というか、患者数のほうもふえていく形となっております。</p> <p>あと、入院患者に関しては、ここ数年は大体1万9,000から2万の間を延べ患者で行き来しておりますけれども、包括ケア病床が今20床になりまして、病床利用率も90%を超えております。大体18から19ぐらいなのですが、20床のうち、</p>

		<p>そのおかげで入院患者のほうも安定して今後ふえていく見込みと考えております。</p> <p>あとは、今の資本的支出の部分の機械備品購入費のほうで、非常用の予備発電装置手動用と、専用の蓄電池を交換という形で購入で予算を立てておりましたが、実際は、蓄電池の交換だけではなくて、中の配線部分ですね、いろいろ工事という形で見積書が出てきておりましたので、そちらで機械備品購入費のほうを取り消して、工事費のほうに補正したという形になっております。</p> <p>以上になります。</p>
	西館議長	14番、松林義光議員。
質疑	14番 (松林義光君)	わかりました。では、事務長、この暑さもあって、入院患者もふえていると、この額は心配ありませんよということだと思います。通院患者も平均してふえていると。30年度の病院の経営は安定している、心配ないということよろしいですか。
	西館議長	病院事務長。
答弁	病院事務長 (小向博明君)	<p>今のままの入院患者と外来患者で推移すれば、ぎりぎりの線ではありますが、黒字を見込めるんじゃないかと考えております。</p> <p>今、給与費のほうでも、非常勤の医師のほうも入っております、今火曜日の午前中ですね、毎週内科の先生が来ることになっておまして、ある一定程度の外来患者も引きつけております。外来患者のほうも安定してこのまま推移して、入院患者のほうも地域包括ケア病床の部分を病床利用率が高い部分で推移していけば、黒字は可能かと考えております。</p> <p>以上になります。</p>
	西館議長	ほかに質疑ございませんか。
		7番、 檜山 忠 議員。
質疑	7番 (檜山 忠 君)	本当は事務局に行って直接聞けばいいことかもしれないのですが、これですけれども、43ページの、先ほど松林議員からも質問があったところなのですが、非常用の発電機関係なのですが、これ

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>病院事務長 (小向博明君)</p>	<p>は、バッテリーはもう法的に何年に1回か交換しなきゃならないというふうなことにもなっていたような気がしますけれども、何年に1回ぐらい交換しなければならないのですか。</p> <p>それから、またこの作動試験というようなのが、月に1回ぐらい行わなければならないというふうなことも合っていると思いますが、そこら辺は正規にやられていますか。</p> <p>病院事務長。</p> <p>それでは、檜山議員にお答えいたします。</p> <p>バッテリーの交換年限は多分、多分ではちょっとあれなのですが、私も六、七年と聞いておりましたが、はっきり今ちょっとお答えすることができません。</p> <p>それで、自家発電装置については毎月、電気保安協会でも動かしておりまして、毎月確認しております。</p> <p>あと、消防用の点検の部分でも、業者が年2回確認しておりますので、その点では法的に満たしております。</p> <p>以上になります。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>7番 (檜山 忠君)</p>	<p>7番、檜山 忠議員。</p> <p>はい、わかりました。しっかりやっていただきたいと思います。</p> <p>どうですか、3. 1 1のときのことにもなると思いますけれども、ほかのほうで、大阪のほうの地震のときも、またそれから今の大雨の被害とか、そういうところで病院の発電機が作動しないというふうなことが結構出てきていて、見直しと言ったらいいか、かけられているというふうなことがあったと思いますけれども、3. 1 1のときには、正規に作動しましたか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>病院事務長 (小向博明君)</p>	<p>病院事務長。</p> <p>病院の非常用発電機は、2階のキューピクル内にありまして、洪水、津波等の水の部分では、2階以上に上がらなければ稼働は可能かと考えております。</p> <p>3. 1 1のときには、その稼働をして金曜日午後から、土、日</p>

		<p>という形で、燃料はA重油で地下タンクから供給されておりますので、その部分では心配なく動作しておりましたと聞いております。私ちょっと、そのときはまだ病院にいなかったものですから、聞いた形で報告となります。</p> <p>以上です。</p> <p>7番、檜山 忠議員。</p>
	<p>西館議長</p> <p>7番 (檜山 忠君)</p>	<p>よくわかりました。それら一つ一つが患者さん、または町民の安全・安心につながっていくと思いますので、しっかりと守ってやっていただきたいと、そういうふうに思います。</p> <p>以上です。</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第65号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程終了の告知	<p>西館議長</p>	<p>これで、本日の日程は全て終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を閉じます。</p>
次回日程の報告	<p>西館議長</p>	<p>あした6日木曜日は午前10時から決算特別委員会を開き、付託された議案の審査をお願いします。</p>
散会宣告	<p>西館議長</p>	<p>本日は、これで散会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(散会時刻 午後 2時12分)</p>

	事務局長 (小向正志君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。
--	-----------------	--------------------------